

②「住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託についての確認申請書」(別紙含む)

第二号様式 (第六条関係)

(A4)

住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託についての確認申請書

特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第5条ただし書の規定により、住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額の供託について確認を受けたく、下記のとおり申請します。なお、当該供託をした後の住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況については、別紙のとおりです。

平成〇〇年 4月 〇日

届出時の許可番号 京都府知事(〇)第〇〇〇号  
商号又は名称 京都総合建設株式会社  
郵便番号 〇〇〇-〇〇〇〇  
主たる事務所の所在地 京都府〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号  
氏名 京都 一郎 印  
電話番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇  
ファクシミリ番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

許可権者  
(京都府知事、近畿地方整備局長)

京都府知事 山田啓二 様

記

1 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額

275,925,200円

2 直前の基準日において供託していた住宅建設瑕疵担保保証金について

(1) 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
〇〇法務局	平成21年〇月〇日	第〇〇〇号	176,000,000円
〇〇法務局	平成〇年〇月〇日	第〇〇〇号	74,000,000円
			(計)イ 250,000,000円

直前の基準日まで供託した全ての供託について記載。以下2(2)、2(3)についても同様。

①国債証券：100%、②地方債証券又は政府がその債務について保証契約をした債券：90%  
 ③上記以外：80% ※割引債については発行価額に別途の算式による額を加え①～③を適用

(2) 有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
〇〇法務局	平成〇年〇月〇日	第〇〇〇号	〇〇〇	第12回	312~332	20枚	10万円券	2,000,000円	100%	2,000,000
〇〇法務局	平成〇年〇月〇日	第〇〇〇号	〇〇〇	第20回	105~125	20枚	10万円券	2,000,000円	90%	1,800,000
〇〇法務局	平成〇年〇月〇日	第〇〇〇号	〇〇〇	第8回	83~133	50枚	20万円券	10,000,000円	80%	8,000,000
								(計) 14,000,000円		(計)ロ 11,800,000円

(3) 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
〇〇法務局	平成〇年〇月〇日	第〇〇〇号	〇〇〇〇〇	14,000,000円
				(計)ハ 14,000,000円

(4) 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の合計額

イ + ロ + ハ = 275,800,000円

3 直前の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額

125,200円

4 新たに供託した住宅建設瑕疵担保保証金について

(1) 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
〇〇法務局	平成〇年4月〇日	第〇〇〇号	130,000円
			(計)ニ 130,000円

(2) 有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
								(計)		(計)ホ

(3) 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
				(計)へ

(4) 新たに供託した住宅建設瑕疵担保保証金の合計額

二十ホ + へ =	130,000円
-----------	----------

注 2 (2) 及び4 (2) の割合は、第4条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。

住宅建設瑕疵担保保証金の供託及び住宅建設瑕疵担保責任保険契約の締結の状況について

1 基準日 平成〇〇年 3月 31日

2 住宅建設瑕疵担保保証金の供託について

2-1 1の基準日前6月間に引き渡した建設新築住宅について

(1) 建設新築住宅（その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅又は令第3条第1項に規定する建設新築住宅を除く。）の戸数

供託に係る新築住宅の戸数（「床面積55㎡以下の住宅の戸数」及び「建設業法第19条第1項の規定により瑕疵担保負担割合を記載した書面を発注者に交付した新築住宅の戸数」を除く）

イ 800

(2) ①その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅（令第3条第1項に規定する建設新築住宅を除く。）の戸数

新築住宅のうちで床面積55㎡以下の新築住宅の戸数（建設業法第19条第1項の規定により瑕疵担保負担割合を記載した書面を発注者に交付した新築住宅の戸数を除く）

ロ 60

②法第3条第3項の算定特例適用後の戸数（ $ロ \times 0.5$ ）

ハ 30

(3) ①令第3条第1項に規定する建設新築住宅（その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅を除く。）の戸数

建設業法第19条第1項の規定により瑕疵担保負担割合を記載した書面を発注者に交付した新築住宅の戸数（床面積55㎡以下の戸数を除く）

ニ 137

②令第3条第2項の算定特例適用後の戸数

令第3条第1項の書面に記載された2以上の建設業者それぞれの建設瑕疵負担割合の合計に対する当該建設業者の建設瑕疵負担割合の割合	令第3条第2項の算定特例適用前の戸数	令第3条第2項の算定特例適用後の戸数
5分の3	77	46.2
2分の1	60	30
自社の負担割合を記載。割合は「0%」と記載してもよい。	特例適用前の戸数×負担割合	
合計戸数	ニ 137	ホ 76.2

(4) ①その床面積の合計が令第2条に定める面積以下の建設新築住宅であって、かつ、令第3条第1項に規定する建設新築住宅であるものの戸数

ヘ 200

②法第3条第3項及び令第3条第2項の算定特例適用後の戸数

令第3条第1項の書面に記載された2以上の建設業者それぞれの建設瑕疵負担割合の合計に対する当該建設業者の建設瑕疵負担割合の割合	法第3条第3項及び令第3条第2項の算定特例適用前の戸数	法第3条第3項及び令第3条第2項の算定特例適用後の戸数
4分の3	80	30
7分の5	120	42.86
合計戸数	へ 200	ト 72.86

(5) 住宅建設瑕疵担保保証金の算定の基礎となる建設新築住宅の合計戸数

イ + ハ + ホ + ト = チ 979.06

「1の基準日前10年間に届け出た戸数」 + 「チ」

2-2 1の基準日前10年間に引き渡した住宅建設瑕疵担保保証金の算定の基礎となる建設新築住宅の合計戸数

リ 3398.13

2-3 1の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の基準額

当該基準日までに供託した全ての供託及び、第二号様式「4 新たに供託した住宅建設瑕疵担保保証金」について記載。以下2-5、2-6についても同様。

275,925,200円

2-4 金銭の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	供託金額
〇〇法務局	平成21年〇月〇日	第〇〇〇号	176,000,000円
〇〇法務局	平成〇年〇月〇日	第〇〇〇号	74,000,000円
〇〇法務局	平成〇年4月〇日	第〇〇〇号	130,000円
			(計)又 250,130,000円

2-5 有価証券（振替国債を除く。）の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	名称	回記号	番号	枚数	券面額	券面額計	割合	供託価額
〇〇法務局	平成〇年〇月〇日	第〇〇〇号	〇〇〇	第12回	312~332	20枚	10万円券	2,000,000円	100%	2,000,000円
〇〇法務局	平成〇年〇月〇日	第〇〇〇号	〇〇〇	第20回	105~125	20枚	10万円券	2,000,000円	90%	1,800,000円
〇〇法務局	平成〇年〇月〇日	第〇〇〇号	〇〇〇	第8回	83~133	50枚	20万円券	10,000,000円	80%	8,000,000円
								(計) 14,000,000円		(計) 11,800,000円

2-6 振替国債の供託

供託所名	供託年月日	供託番号	銘柄	供託価額
〇〇法務局	平成〇年〇月〇日	第〇〇〇号	〇〇〇〇〇	14,000,000円
				(計) 14,000,000円

2-7 1の基準日における住宅建設瑕疵担保保証金の合計額

ヌ + ル + ヲ = **275,930,000円**

- 3 1の基準日前6月間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅のうち、住宅瑕疵担保責任保険法人と住宅建設瑕疵担保責任保険契約を締結し、保険証券又はこれに代わるべき書面を発注者に交付した新築住宅について

住宅瑕疵担保責任保険法人名	戸数
〇〇〇〇保険	365
合計戸数	365

「イ」 + 「ロ」 + 「ニ」 + 「ヘ」 + 「3の合計戸数」

- 4 1の基準日前6月間に住宅を新築する建設工事の請負契約に基づき発注者に引き渡した新築住宅の合計戸数 **1,562**

注1 「建設新築住宅」とは、法第3条第2項に規定する建設新築住宅をいう。

注2 「建設瑕疵負担割合」とは、令第3条第1項に規定する建設瑕疵負担割合をいう。

注3 2-1(3)②及び(4)②の戸数の記載に当たり、小数点以下2位未満の端数が生ずる場合にあっては、当該端数を切り上げて記載するものとする。

注4 2-2の合計戸数は、1の基準日前10年間に届け出た本様式の子の値を合算して算出したものを記載するものとする。

注5 2-5の割合は、第4条第1項各号に掲げる額面金額に対する割合を記載するものとする。